



厚生労働省北海道労働局発表
平成 30 年 5 月 31 日

担 当	厚生労働省北海道労働局
	職業安定部職業対策課
	職業対策課長 本間 信弘
	高齢者対策担当官 佐々木 和己
	電話：011（738）1045（直通）
	<法定労働条件の履行確保について>
労働基準部監督課	
監督課長 戸高 正博	
特別司法監督官 吾子 勇二	

～6月の外国人労働者問題啓発月間について～

我が国において増加傾向にある外国人労働者について、適正な雇用の確保を図るため、毎年6月を外国人労働者問題啓発月間とし、各種団体等の協力を求めつつ、事業主をはじめ広く国民一般を対象として、外国人労働者問題についての周知及び啓発を集中的に行います。

6月は外国人労働者問題啓発月間です！

《外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保についてご理解とご協力を》

1 月間の趣旨

- 近年、経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入学、在留する外国人は増加傾向にあり、我が国の労働市場に与える影響は大きくなっています。
一般に、外国人労働者は、国内に生活基盤を有していないこと、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、就労に当たって適正な雇用・労働条件が確保されていない場合があります。
- このような状況を踏まえ、雇用対策法により、事業主は、[①外国人の雇入れ及び離職の際にはハローワークへの届出が義務化](#)されているとともに、[②「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき雇用管理の改善に努める](#)こととされています。
- このため、厚生労働省では、6月の「外国人労働者問題啓発月間」で広報活動を実施し、事業主の方々をはじめとする国民の皆さまに、上記①と②について、ご理解とご協力をお願いしています。

2 標語

「外国人雇用はルールを守って適正に～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～」

3 北海道労働局における具体的な取組

- 広く周知するため、関係各機関・事業所に「外国人労働者問題啓発月間」についてのポスター・パンフレットを配布するとともに、北海道労働局のホームページに周知文を掲載します。
- 適切な雇用管理がされているか確認するため、外国人を雇用している事業所を訪問し、管理が不十分な場合は指導を行います。

国籍別・在留資格別外国人労働者数(道内)

平成29年10月末現在

単位:人

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国籍計	17,756	3,273 (18.4%)	1,811 (10.2%)	267 (1.5%)	8,553 (48.2%)	3,231 (18.2%)	2,948 (16.6%)	2,432 (13.7%)	1,515 (8.5%)	743 (4.2%)	28 (0.2%)	146 (0.8%)	0 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	7,304 【41.1%】	1,041 (14.3%)	810 (11.1%)	53 (0.7%)	3,468 (47.5%)	1,967 (26.9%)	1,843 (25.2%)	775 (10.6%)	507 (6.9%)	202 (2.8%)	22 (0.3%)	44 (0.6%)	0 (0.0%)
韓国	759 【4.3%】	252 (33.2%)	179 (23.6%)	25 (3.3%)	4 (0.5%)	198 (26.1%)	180 (23.7%)	280 (36.9%)	189 (24.9%)	84 (11.1%)	1 (0.1%)	6 (0.8%)	0 (0.0%)
フィリピン	1,066 【6.0%】	141 (13.2%)	24 (2.3%)	22 (2.1%)	475 (44.6%)	24 (2.3%)	21 (2.0%)	404 (37.9%)	295 (27.7%)	74 (6.9%)	3 (0.3%)	32 (3.0%)	0 (0.0%)
ベトナム	4,368 【24.6%】	173 (4.0%)	135 (3.1%)	24 (0.5%)	3,938 (90.2%)	205 (4.7%)	190 (4.3%)	28 (0.6%)	7 (0.2%)	17 (0.4%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)	0 (0.0%)
ネパール	275 【1.5%】	110 (40.0%)	18 (6.5%)	1 (0.4%)	10 (3.6%)	135 (49.1%)	83 (30.2%)	19 (6.9%)	11 (4.0%)	7 (2.5%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
ブラジル	74 【0.4%】	5 (6.8%)	3 (4.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (9.5%)	5 (6.8%)	62 (83.8%)	42 (56.8%)	6 (8.1%)	0 (0.0%)	14 (18.9%)	0 (0.0%)
ペルー	33 【0.2%】	8 (24.2%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (15.2%)	5 (15.2%)	20 (60.6%)	12 (36.4%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	7 (21.2%)	0 (0.0%)
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	1,534 【8.6%】	861 (56.1%)	251 (16.4%)	57 (3.7%)	2 (0.1%)	85 (5.5%)	74 (4.8%)	529 (34.5%)	299 (19.5%)	209 (13.6%)	2 (0.1%)	19 (1.2%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	608 【3.4%】	390 (64.1%)	69 (11.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	27 (4.4%)	26 (4.3%)	191 (31.4%)	119 (19.6%)	66 (10.9%)	1 (0.2%)	5 (0.8%)	0 (0.0%)
うちイギリス	206 【1.2%】	111 (53.9%)	46 (22.3%)	21 (10.2%)	0 (0.0%)	6 (2.9%)	6 (2.9%)	68 (33.0%)	37 (18.0%)	29 (14.1%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
その他	2,343 【13.2%】	682 (29.1%)	390 (16.6%)	85 (3.6%)	656 (28.0%)	605 (25.8%)	547 (23.3%)	315 (13.4%)	153 (6.5%)	143 (6.1%)	0 (0.0%)	19 (0.8%)	0 (0.0%)

注1:【 】内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2:在留資格「特定活動」(②)は、ワーキング・ホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の合計。

産業別外国人労働者数(道内)

平成29年10月末現在

単位:人、%

	外国人労働者	
	人数	構成比
全産業計	17,756	100.0
A 農業、林業	2,203	12.4
B 漁業	326	1.8
C 鉱業、採石業、砂利採取業	16	0.1
D 建設業	942	5.3
E 製造業	4,939	27.8
うち食料品製造業	4,334	24.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.0
G 情報通信業	379	2.1
H 運輸業、郵便業	221	1.2
I 卸売業、小売業	2,512	14.1
J 金融、保険業	42	0.2
K 不動産業、物品賃貸業	209	1.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	184	1.0
M 宿泊業、飲食サービス業	1,250	7.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	385	2.2
O 教育、学習支援業	2,280	12.8
P 医療、福祉	264	1.5
Q 複合サービス事業	532	3.0
R サービス業(他に分類されないもの)	574	3.2
S 公務(他に分類されるものを除く)	476	2.7
T 分類不能の産業	17	0.1

注1:産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2:「構成比」欄は、外国人労働者総数(全産業計)に対する、当該産業の外国人労働者数の比率を示す。
また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(参考表)外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

各年10月末現在

単位:所、人、%

	事業所数	対前年比	労働者数	対前年比
平成21年	1,555	19.1	6,125	16.3
平成22年	1,874	20.5	8,145	33.0
平成23年	2,181	16.4	9,403	15.4
平成24年	2,244	2.9	9,250	▲1.6
平成25年	2,416	7.7	9,894	7.0
平成26年	2,628	8.8	11,199	13.2
平成27年	2,949	12.2	12,372	10.5
平成28年	3,217	9.1	15,081	21.9
平成29年	3,783	17.6	17,756	17.7

外国人労働者問題啓発月間

6 / 1 (金) ~ 6 / 30 (土)

外国人雇用はルールを守って適正に！


～ 外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！ ～



外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

 **厚生労働省**

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。